

(一社)富山県薬業連合会・既存配置販売従事者研修に係る実施要領

1 目的

この要領は、平成21年3月31日付け薬食総発第0331001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知に基づき、既存配置販売業者から委託を受けて実施する「一定水準の講習、研修等について」、必要な事項を定めるものとする。

2 研修の対象者

研修の受講対象者は、原則として、既存配置販売業者の下で従事するすべての配置員とする。

そのほか、既存配置販売業者以外の配置販売業者の配置員も受講することができる。

なお、配置販売業に新たに従事する者(新規従事者)については、あらかじめ別途、(一社)富山県薬業連合会(以下、「薬連」という。)が行う初任者研修を受講するほか、当該「既存配置販売従事者の研修」を受講するものとする。

また、研修を委託する配置販売業者は、別紙1の既存配置販売従事者資質向上研修委託申請書・受講申込書を提出するものとする。

3 研修の実施方法及び内容と時間数

実施方法は、原則として、全配協が作成した「全国统一研修テキスト」(配置販売従事者研修テキスト)を教材とし、別紙2の講義(座学)形式(30時間コース)を基本として行う。

なお、別に定める講義(座学)(15時間)と通信講座(15時間)の組み合わせ研修あるいは特別課程の講義(座学+演習)形式(60時間コース)を選択することも可能とする。

4 研修の実施場所

富山県薬業連合会・研修センター(富山市千歳町1-4-20)とする。ただし、受講者数により、別会場で行うこともある。

5 研修の客観性の確保

研修の客観性を確保するため、教育・学術等の関係者及び消費者等の参画する研修運営委員会を設置し、研修の運営、形式、内容、時間数、修了証の交付等について検討し実施要領を定めるとともに、富山県厚生部くすり政策課の指導を受けるものとする。

6 研修の透明性の確保

研修の透明性を確保するため、実施計画、実績等の情報を「薬連のホームページ」等で公表するとともに、当該研修の受講を希望する者は原則としてすべて受講できるようにする。

7 研修の評価基準

次の基準を満たす者を、研修修了者とする。

- ① 既存配置販売業者に従事する配置員は、別紙2あるいは「講義(座学)・通信講座の組み合わせ研修の実施方法」の研修科目と時間数を全て満たすこと。
- ② 通信講座の受講者は、総出題数に対する正答率が7割以上であること。7割に満たない者は追加課題を受講することとする。
- ③ 都合により、どうしても薬連が行う研修を受講できなかった者が、他県の協議会等の研修の受講をもって代えることができるものとする。ただし、受講したことが証明出来て、その研修科目が薬連で受講した科目と重複しないこととする。
- ④ 研修内容の習得状況を確認し、その理解度が6割以上であること。理解度が足りない場合は、再度効果測定を実施することとする。

8 研修修了証の交付

7の評価基準により研修評価を行い、基準を満たした者に別紙3の研修修了証を交付し、研修受講者の氏名、研修内容、研修修了の有無等を記録、保存する。

修了証の交付を受けた配置員は研修修了証を携帯するものとする。

9 研修の届出と受講の促進等

実施する研修の概要についてあらかじめ富山県厚生部くすり政策課に届け出る。そして富山県医薬品配置協議会員及び会員外の配置販売業者に対して、当該研修の受講を指導されるよう依頼するものとする。

なお、届出の際には、外部研修機関の自主点検表及び研修運営委員会委員名簿も併せて提出する。

また、研修の終了後、受講者氏名を富山県厚生部くすり政策課に届け出るものとする。

10 その他

本研修は、平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号通知に基づく登録販売者に対する外部研修に代えることができる。

既存配置販売従事者研修の研修科目（座学）

	研修科目	時間数	備考
1日目	主な医薬品とその作用 （第3章 III胃腸に作用する薬、IV心臓などの器官や血液に作用する薬、VII禁煙補助剤、XV公衆衛生用薬、XVI一般用検査薬、XVII医薬品・食品の相互作用、飲み合わせ）	3	
	主な医薬品とその作用 （第3章 V排泄に関わる部位に作用する薬、VIII鼻に用いる薬、IX眼科用薬、X皮膚に用いる薬、XI歯や口中に用いる薬）	3	
2日目	主な医薬品とその作用 （第3章 I精神神経に作用する薬、II呼吸器官に作用する薬、VI婦人用薬、VII内服アレルギー用薬）	4	
	主な医薬品とその作用 （第3章 XIII滋養強壮保健薬、XIV漢方処方製剤・生薬製剤）	2	
3日目	配置販売業に従事する者として求められる理念、倫理	1.5	
	前期研修評価（試験・レポート提出など）	1	
	人体の働きと医薬品 （第2章 I人体の構造と働き）	3.5	
4日目	医薬品に共通する特性と基本的知識 （第1章）	2	
	配置販売業に関する法律 （第7章）	1	
	薬事関係法規・制度及びリスク区分等の変更のあった医薬品 （第4章）	3	
5日目	一般用医薬品の適正使用・安全対策 （第5章）	2.5	
	人体の働きと医薬品 （第2章 II薬の働く仕組み、III症状から見た主な副作用）	2.5	
	後期研修評価（試験・レポート提出など）	1	
合計		30	

（ ）内はテキストの目次

※講義（座学）の実施日数を4日間（7.5時間×4日）に変更できるものとする。

講義(座学)・通信講座の組み合わせ研修の実施方法

1 研修の時間配分

基本的な研修時間数として、講義(座学)と通信講座の研修時間数は各15時間とする。

なお、(一社)富山県薬業連合会(以下「薬連」という。)における研修実施体制や事情等により、講義(座学)の研修時間数及び研修日数を増やすことは差し支えないが、時間数を減らすことはできない。

2 研修の内容

厚生労働省医薬食品局総務課長通知の研修内容に基づく研修科目について、全配協が作成した「全国统一研修テキスト」(配置販売従事者研修テキスト)を教材として実施する。

なお、研修科目の講義と通信講座の組み合わせ内容及び時間数については、別紙の「通信講座の研修課題内容」を基本とする。

なお、研修会場や講師の確保のほか、薬連の事情等により、講義と通信講座の科目の重複等に留意し、科目内容を変更できるものとする。

3 通信講座の実施内容

(1) 実施内容

「全国统一研修テキスト」(配置販売従事者研修テキスト)を用い、該当科目を自学自習し、通信講座課題(「研修課題レポート」:以下「レポート」という。)を作成し、薬連の事務局へ送付する。

(2) 課題内容

「研修課題レポート」は、自習時間1時間当たり5課題とし、合計75課題とする。

(3) 実施方法

- ・薬連は、組み合わせ研修を希望する会員数を把握し、必要部数のレポートを準備し、各受講希望者に配布する。
- ・各受講者は作成したレポートを薬連へ提出する。薬連はそのレポートを採点する。
- ・薬連は、講義(座学)の講義に係る研修評価を実施し、その評価結果と通信講座の採点結果に基づき、受講状況を評価し、研修修了証を交付する。

4 レポートの評価

通信講座の研修評価結果が7割未満の科目については、レポートの再提出を指示するものとする。

